



OB memoir

多角的貿易体制の WTO と税関

鶴田 仁

SINCE 1983

回顧録

Hitoshi Tsuruta

略歴

昭和58(1983)年4月	大蔵省入省(東京税関)
平成6(1994)年10月	外務省在ジュネーブ国際機関 日本政府代表部一等書記官
平成11(1999)年7月	関税局国際機関課 世界貿易機関専門官
平成13(2001)年1月	関税局関税課世界貿易機関専門官
平成21(2009)年7月	関税局関税課特殊関税調査室長
平成22(2010)年7月	農林水産省大臣官房国際部 国際交渉官
平成27(2015)年8月	長崎大学経済学部教授
平成29(2017)年8月	関税中央分析所所長
平成30(2018)年7月	退官

世界貿易機関(WTO)は、貿易の自由化や貿易ルール策定を行う国際機関で、平成7(1995)年に設立されました。近年は、経済連携協定(EPA)による貿易自由化や貿易ルール策定が隆盛となっており、EPAにスポットライトが当てられることも多いですが、EPAの規定では、関税の課税価格はWTO関税評価協定に基づくと規定されていたり、WTOのアンチダンピング税の賦課を認めていたり、WTOの貿易ルールが相変わらずグローバルスタンダードとなっていると考えています。

ここでは、外務省在ジュネーブ国際機関日本政府代表部でWTOなどの国際機関を担当していた時を振り返り、特に記憶に残っている出来事を2つ紹介します。

用途分類と関税分類

平成8(1996)年12月にWTOの第1回閣僚会議がシンガポールで開催され、情報通信機器の関税撤廃(ITA)が合意されました。

このITAの対象品目リスト作成の交渉を行っていた時のことです。会合に出てくるのは、各国のジュネーブ代表部で私と同様に関税関係を担当している書

記官などでしたが、その出身は外務省又は貿易省が多く、財務省・税関出身者は限られていました。交渉では、関税撤廃をして欲しい品目のリストを持ち寄って対象に加えるように求めるのですが、関税を撤廃すると自国産業に問題が生じる国は、その品目を対象品目に加えることに反対することとなります。こういった場合、妥協点を探るために対象品目の範囲を絞り込む調整が行われることとなります。例えば、電源ケーブルが議論の対象となっているとした場合、電源ケーブル全体ではなく、情報通信機器に使われる電源ケーブルに限って関税撤廃してはどうかという折衷案が出されることが多々あります。こういった用途に応じた限定を付すことを「用途分類」と呼びます。用途分類には、輸入申告時における輸入物品の形状などから明白に用途がわからない場合、税関がどのように用途を確認するのかという問題が生じます。この点に財務省・税関出身者はすぐ気がつくのですが、外務省などの出身者に理解してもらうのに苦労したので、関税交渉を行っているジュネーブには、もっと財務省・税関出身者が増えて欲しいと思ったものです。

また、ITAの関税撤廃は、閣僚会議で合意しても直ぐに各国に法的な義務が生じるのではなく、各国の関税譲許表に書き込んで初めて法的義務が生じることとなります。ITA合意の後、各国は譲許表にITA対象品目を組込む作業を行ったのですが、ITAの対象品目はHSコードが確定していない新しい品目が多かったことから、国によって対象品目のHSコードが異なるという問題が生じてしまうこととなりました。そのためHS条約を所管する世界税関機構(WCO)と連携を図っていくこととなりました。財務省・税関出身者が多数を占めるWCOの協力を得る中で、関税交渉には財務省・税関出身者の知識が必要であると改めて実感しました。

定足数と適正手続

日本の酒税制度がWTO協定に整合的ではないとの欧州などから申立てを受けて、平成8(1996)年10月29日のWTO紛争解決機関(DSB)で日本に対する是正勧告の採択が予定されていました。会議が始まると、日本の代表部大使が予定なく発言を求め、会議のquorum(定足数)について確認しました。事務局があわてて出席者を確認したところ、

定足数に達していないことがわかり、会議は流会となりました。直ぐに東京に連絡したところ、採択後の記者発表に向けて準備をしていたところとのことで、いったい何があったのかと驚かせてしまうこととなりました。

このあと、日本政府代表部では、暫くの間、あらゆるWTOの会議で定足数の問題提起をすることとなり、私が担当する委員会などでも定足数について問題提起する旨を事前にWTO事務局の担当者に連絡しました。年に2回開催の定例の会議でしたが、その担当者は日本が定足数の問題提起をすることは分かっているから心配しなくても大丈夫との反応でした。この時、WTOはmember-driven(加盟国主導)な国際機関であることを改めて実感しました。

WTOの意思決定は、協定上はconsensus(全会一致)方式が原則と規定されており、協定整合性の是正勧告などは例外的にnegative consensus(全員が否決しない限り可決)方式と規定されています。WTO加盟国が百数十か国ある中で、20か国程度の少数の国しか出席していない会議で意思決定することには正当性は無く、このような各国の経済的利害が対立する場では定足数というdue process(適正手続)の大切さを実感しました。



ジュネーブにあるUNCTAD事務局の前にて。UNCTADは一般特惠関税など、開発途上国の貿易投資を担当している国際機関。(写真提供:鶴田氏)